

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 相続税の計算方法

Q : 相続税法が改正されたようで、相続税額がかかるのではないかと気になっています。相続税はどのように計算されるのですか？

A : 次のように計算します。

【解説】

相続税法が改正され、相続税の計算が平成27年から変わりますが、相続税額は、次のようにして計算します。

① 正味の遺産総額を求める。

まず、相続財産の総額から債務及び葬式費用を控除します。相続財産の総額とは、本来の相続財産とみなし相続財産と相続時精算課税対象財産と相続開始前3年以内の贈与財産を合計したものをいいます。

② 課税遺産総額を求める

次に正味の遺産総額から相続税の基礎控除を差し引きます。この金額を課税遺産総額といいます。

③ 法定相続分の金額を求める

課税遺産総額を各相続人が法定相続分に応じて取得したものとする金額を求めます。

④ 相続税の総額を求める

③で求めた金額に対する税額を相続税の速算表に当てはめて算定します。これを合計したものが、相続税の総額です。相続税の総額は、相続財産を実際にどのように分割したかは関係なく、機械的に求めます。

⑤ 各相続人が取得した財産額に応じて按分する

④の相続税の総額を実際に相続した課税財産額で按分します。

⑥ 税額控除を差し引く

贈与税額控除等、各種の税額控除を差し引きます。

⑦ 納めるべき相続税額

こうして求めた金額が、各相続人の相続税額です。

